



佐賀県電力牌

16年10月8日(金)
平成16年10月8日(金)
外
申

(◎印は、県例規集に登載されているもの)

- 競争入札の参加料の算定
- 佐賀県立舍電力供給に係る一般競争入札

四 次 △ 叩

(経済法基盤)
(=) 11

佐賀県が発注する佐賀県庁舎の電力供給契約に係る競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

平成16年10月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 調達をする物品の種類
電力
- 2 資格審査の申請時期

平成16年10月8日から平成16年11月5日までとします（その後も隨時受け付けを行なうが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがあります。）。

- 3 申請の方法
 - (1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県庁のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) からダウンロードできます。

また、佐賀県出納局用度管財課 用度担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194）において随時配布します。

- (2) 申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出してください。

ア 営業概要書

イ 業種及び取扱品目届

ウ 使用印鑑届

エ 委任状（支社等に入札等の権限を委任する場合）

オ 登記簿謄本（発行日から3箇月以内のもの）

カ 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書

キ 県税に未納の額がないことを証する書類（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）

ク 地方消費税納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）

ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類

コ 返信用封筒（長3号）に80円切手をはり、あて名を記入したもの

サ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外國貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 入札に参加することができない者

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの

(2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (3) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 5 資格及び資格審査
- 次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行います。
- (1) 事業の経営状況
- 申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあっては営業開始日から審査基準日の前までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあっては営業再開日から審査基準日の前までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合
- (2) 経営の規模
- 審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況
- (3) 契約の履行実績
- 審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合
- 6 審査結果の通知
- 入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知します。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- 入札参加資格の有効期間は、その資格を認定した日から平成18年9月30日までです。
- 8 入札参加資格の取消し
- 4の(2)のアからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とします。
- 1 競争入札に付する事項
- (1) 名称
佐賀県庁舎電力供給
- (2) 特質等
入札説明書による。
- (3) 供給期間
平成16年12月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 供給場所
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁舎
- (5) 入札方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、本県の所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上提出すること。

(1) 申請書の入手先

申請書は佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできます。また、(2)の部局においても随時配布します。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

佐賀県出納局用度管財課 用度担当

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

4 入札参加条件

平成16年11月12日（金）の時点で、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者であること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

佐賀県経営支援本部総務法制課 庁舎管理担当、設備營繕担当

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7018

6 契約条項を示す場所

5 の部局

7 入札説明書の交付方法

次の期間及び場所で随時交付します。

(1) 期間

平成16年10月8日（金）から同年10月27日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

5 の部局

8 仕様等に対する質疑応答

(1) 仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、平成16年10月29日（金）から同年11月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に5の部局まで持参し、又は郵送すること。

(2) 質問に対する回答は、回答書を作成し、平成16年11月8日（月）から同年11月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間、佐賀県経営支援本部総務法制課設備營繕担当において閲覧に供することにより行うものとします。

(3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局

(2) 受領期限

平成16年11月16日(火)午後5時

(3) 提出方法

直接持参し、又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着）するごと。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成16年11月17日(水)午前11時

(2) 場所

佐賀県庁舎9階 91号会議室

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

12 落札者がない場合の処置

開札をした場合において、落札者がないときは、別に定める日時に再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行います。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること

(現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権

若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きをした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として

供することも可。）。ただし、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除します。

ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険

契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その保険証券を提出する者

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人及び公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行を証明する書面を提出する者

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

14 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とします。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加資格条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した

者を落札者とします。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要します。
(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。
(3) その他詳細は入札説明書によります。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Saga Prefectural Building.
(2) Delivery period : From 1 December 2004 through 31 March 2005.
(3) Delivery place : Saga Prefectural Building.
(4) Time Limit for Tender : 5:00 PM, 16 November, 2004.
(5) Contact Point where Documents for tendering a bid are available : General & Legal Affairs Division, Management Assistance Head Office of Saga Prefectural Government, 1-1-59, Jonai, Saga-shi, Saga-ken, 840-8570, Japan. Tel : 0952-25-7018

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年十月八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株)